

子の養育又は家族の介護を行い、又は行うこととなる労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針の一部を改正する告示(案)に関する御意見募集について(パブリックコメント)  
(平成29年8月10日から平成29年9月8日まで実施)

○平成29年9月5日までの意見数 3件

○主な意見

・看護休暇など専門用語が多く、理解や周知の妨げになっていると思う。わかりやすい用語を心掛けてほしい。